

5. 支援対象 子ども3人以上の多子世帯について

【扶養している「子ども」の数の考え方】

- ・ **2025年度後期の「在学採用」に申し込みを行う場合、扶養する「子ども」の数は、原則として申請時点で確定している直近の年末時点（2025年度後期の在学採用では2024年12月31日）における税情報でJASSOが確認します。**

申請時期	判定に用いる住民税課税情報
2025年度後期在学採用	2024年12月31日時点

- ・ 2024年12月31日時点で、3人以上「子ども」が同時に扶養されている必要があります。
- ・ 3人以上同時に扶養されていても、申請者本人が扶養されていない場合は支援対象外となります。
- ・ 申請日時点で扶養を外れていても、2024年12月31日時点で扶養されていれば「子ども」の数に含まれます。
※兄・姉が2025年4月から就職していても、2024年12月31日時点で扶養されていれば対象となります。
- ・ 多子世帯の判定は、マイナンバーを通じて扶養状況の確認をJASSOが行います。要件に当てはまるかどうかの判定は大学ではできません。確認したい場合は申請を行い、JASSOの判定の結果を待ってください。
- ・ 採用されたとしても、扶養状況の変化によっては在学中に支援が止まる場合がありますので、ご注意ください。

※支援対象となる多子世帯の考え方

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている 場合				
	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	 支援対象	 支援対象  支援対象	 支援対象	 対象外
高校生 以下	 			
※  は扶養する子供				

重要【注意点】
このケースの場合、
2025年4月時点で兄が社会人とな
り、生計維持者の扶養から外れて
いても、2024年12月31日時点で、
生計維持者に扶養されていたので
あれば、「子ども」の数に含まれ、
多子世帯に該当します。